附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号、第十一条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項及び第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通省令で定める学科） **第一条**　建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第五項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。 （表　略） （法第六条第一項第六号の書類） **第四条**　（略） 2・3　（略） 4　都道府県知事は、第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第七条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、当該都道府県知事の許可を申請する者の同意があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。 5・6　（略） （法第十一条第一項の変更の届出） **第九条**　（略） 2　（略） 3　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び前項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。	（国土交通省令で定める学科） **第一条**　建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第四項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。 （表　略） （法第六条第一項第六号の書類） **第四条**　（略） 2・3　（略） （新設） 4・5　（略） （法第十一条第一項の変更の届出） **第九条**　（略） 2　（略） 3　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

六　食品衛生学（学科）	一　（略） 二　栄養士又は管理栄養士 三・四　（略）
七　調理理論（学科）	一　栄養士又は管理栄養士 二・三　（略）
（略）	（略）

六　食品衛生学（学科）	一　（略） 二　栄養士 三・四　（略）
七　調理理論（学科）	一　栄養士 二・三　（略）
（略）	（略）